

## 令和3年度10月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年10月25日 午前9時30分～10時30分  
開催場所 所沢市役所 502会議室  
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一  
4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 6番 増田 貴雄  
7番 池田 稔 8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一  
10番 石井 一 11番 川口 浩 12番 栗原 茂  
13番 大館 浩一 14番 石井 進 15番 水村 英紀  
17番 新井 祥穂

欠席委員 16番 本橋 与志喜

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号1番 池田正巳委員 2番 越阪部勲委員を指名いたします。

### 1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字武野の3筆と字雪見原の3筆を合わせた6筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は6筆合わせて

6, 060平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。なお、受人は三芳町と入間市に農地を所有しており、各市町農業委員会に調査を依頼し、どちらも適正に管理されているとの回答がありました。また、本件は前月の総会で保留になった案件です。受人の所有地に倉庫があり、農業用倉庫として農地法施行規則該当転用届が提出されておりますが、届出のあった面積以上に使用しているのではないかという御指摘がありました。その後、事務局で現地を確認したところ、御指摘のとおり届出の面積以上に使用されておりました。そのため、受人に指導を行い現地が是正されたため再度審議いただくものです。

申請番号2番、所在地は北中二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は972平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。なお、受人は狭山市に農地を所有しており、狭山市農業委員会に調査を依頼し、平成28年から利用権設定をして貸しているとの回答がありました。

以上の2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。また受人の耕作地は是正されておりました。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： 財産のうち畑だけを相続放棄することはできますか。

事務局： 財産の一部だけを放棄することはできません。相続放棄をすると被相続人の財産を一切相続しないこととなります。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

申請番号2番について審議します。申請地及び受人の営農状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可とします。

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北中二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は926平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自動車修理工場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については上水道、ガス管が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け自動車修理工場を設置するものです。

申請番号2番、所在地は北中二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は880平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については上水道、ガス管が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け駐車場を設置するものです。

以上の2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

### 3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」、御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野新町二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は580平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け駐車場を設置するものです。

申請番号2番、所在地は北野三丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は499平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け駐車場を設置するものです。なお、本件は既存敷地拡張で農用地区域の除外案件です。

申請番号3番、所在地は林二丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて208平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場及び駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け送電鉄塔建替え工事に伴う資材置場及び駐車場を設置するものです。5か月半の一時転用です。なお、事業全体の敷地面積は隣接地と合わせて622平方メートルです。

以上の3件です

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

#### 4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,573平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年11月1日から令和8年10月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,573平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年11月1日から令和8年10月31日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は林二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,882平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は林二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,637平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間です。

以上の4件です。

議長： 申請番号1番と2番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

- 議長： それでは1番と2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号1番及び2番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号1番及び2番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号1番及び2番については、全会一致により決定とします。  
申請番号3番と4番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。
- 委員： 異議なし。
- 議長： それでは3番と4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号3番及び4番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号3番及び4番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号3番及び4番については、全会一致により決定とします。

## 5 報告事項について

- 議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。
- 事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、19件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、2件の証明をしました。

「報告事項6 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、2件の通知がありました。

「報告事項7 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

以上です。

議 長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。